

# 特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
5	健(検)診・保健指導実施事務 重点項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

長岡市は、健(検)診・保健指導実施事務における特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、宣言する。

### 特記事項

本評価書では以下の略称を用いています。  
「番号法」……行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)  
「主務省令①」……行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年/内閣府/総務省令第5号)  
「主務省令②」……行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年/内閣府/総務省令第7号)  
「条例」……長岡市個人番号の利用等に関する条例(令和4年長岡市条例第48号)

## 評価実施機関名

長岡市長

## 公表日

令和5年6月8日

## 項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所



システム3									
①システムの名称	中間サーバー								
②システムの機能	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 符号管理機能 情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「統合利用番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する。</li> <li>2 情報照会機能 情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う。</li> <li>3 情報提供機能 情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う。</li> <li>4 各事務システム接続機能 中間サーバーと各事務システム、統合宛名システム及び既存住基システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携する。</li> <li>5 情報提供等記録管理機能 特定個人情報(連携対象)の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する。</li> <li>6 情報提供データベース管理機能 特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する。</li> <li>7 データ送受信機能 中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携する。</li> <li>8 セキュリティ管理機能 特定個人情報の暗号化、電子文書への署名付与、検証、鍵の管理等を行う。</li> <li>9 職員認証・権限管理機能 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う。</li> <li>10 システム管理機能 バッチ処理の状況管理、業務統計情報の集計、稼動状態の通知、保管切れ情報の削除を行う。</li> </ol>								
③他のシステムとの接続	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%; border: none;">[ <input type="radio"/> ] 情報提供ネットワークシステム</td> <td style="width: 50%; border: none;">[ <input type="checkbox"/> ] 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">[ <input type="checkbox"/> ] 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td style="border: none;">[ <input type="checkbox"/> ] 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">[ <input type="radio"/> ] 宛名システム等</td> <td style="border: none;">[ <input type="checkbox"/> ] 税務システム</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">[ <input type="checkbox"/> ] その他 (</td> <td style="border: none;">)</td> </tr> </table>	[ <input type="radio"/> ] 情報提供ネットワークシステム	[ <input type="checkbox"/> ] 庁内連携システム	[ <input type="checkbox"/> ] 住民基本台帳ネットワークシステム	[ <input type="checkbox"/> ] 既存住民基本台帳システム	[ <input type="radio"/> ] 宛名システム等	[ <input type="checkbox"/> ] 税務システム	[ <input type="checkbox"/> ] その他 (	)
[ <input type="radio"/> ] 情報提供ネットワークシステム	[ <input type="checkbox"/> ] 庁内連携システム								
[ <input type="checkbox"/> ] 住民基本台帳ネットワークシステム	[ <input type="checkbox"/> ] 既存住民基本台帳システム								
[ <input type="radio"/> ] 宛名システム等	[ <input type="checkbox"/> ] 税務システム								
[ <input type="checkbox"/> ] その他 (	)								

<b>3. 特定個人情報ファイル名</b>	
健康管理ファイル	
<b>4. 個人番号の利用 ※</b>	
法令上の根拠	番号法別表第1第76の項
<b>5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※</b>	
①実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">         &lt;選択肢&gt;          1) 実施する          2) 実施しない          3) 未定       </span>
②法令上の根拠	(情報提供の根拠) 番号法別表第2の102の2の項
<b>6. 評価実施機関における担当部署</b>	
①部署	福祉保健部健康増進課
②所属長の役職名	課長
<b>7. 他の評価実施機関</b>	

## II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
健康管理ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[ システム用ファイル ] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	長岡市内に住所を有する19歳以上の住民
その必要性	住民の健(検)診等の情報を管理し、健康増進に役立てるため
④記録される項目	[ 100項目以上 ] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・識別情報 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号対応符号 [ <input type="checkbox"/> ] その他識別情報(内部番号)</li> <li>・連絡先等情報 [ <input type="checkbox"/> ] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [ <input type="checkbox"/> ] 連絡先(電話番号等) [ <input type="checkbox"/> ] その他住民票関係情報</li> <li>・業務関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 国税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 地方税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 健康・医療関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 医療保険関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 児童福祉・子育て関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 障害者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 生活保護・社会福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 介護・高齢者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 雇用・労働関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 年金関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 学校・教育関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 災害関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</li> </ul>
その妥当性	1 識別情報 対象者を正確に特定するため保有 2 連絡先情報 本人へ連絡するために保有 3 業務関係情報 健(検)診の有資格者確認、負担金の徴収有無について確認するために保有
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成27年10月
⑥事務担当部署	福祉保健部健康増進課

3. 特定個人情報の入手・使用									
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 ( ) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 ( ) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 ( ) <input type="checkbox"/> 民間事業者 ( ) <input type="checkbox"/> その他 ( )								
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 ( )								
③使用目的 ※	健(検)診資格の確認、料金徴収、結果の管理のため								
④使用の主体	使用部署	福祉保健部健康増進課、長寿はつらつ課、各支所地域振興・市民生活課(栃尾支所は市民生活課)							
	使用者数	<input type="checkbox"/> 100人以上500人未満 [ ] <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</td> </tr> <tr> <td>1) 10人未満</td> <td>2) 10人以上50人未満</td> </tr> <tr> <td>3) 50人以上100人未満</td> <td>4) 100人以上500人未満</td> </tr> <tr> <td>5) 500人以上1,000人未満</td> <td>6) 1,000人以上</td> </tr> </table>	<選択肢>		1) 10人未満	2) 10人以上50人未満	3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満	5) 500人以上1,000人未満
<選択肢>									
1) 10人未満	2) 10人以上50人未満								
3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満								
5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上								
⑤使用方法	1 4情報の組み合わせをキーに健康管理ファイルの検索を行う。 2 本人の住民情報・健康保険情報をもとに健(検)診の資格者であるかを確認する。 3 本人から申請があった場合、税情報をもとに健(検)診負担金の免除を行う。 4 健(検)診機関からの結果情報をシステム内で管理する。 5 健(検)診の結果を基に生活習慣の改善等事後指導を行い、健康情報として管理する。								
情報の突合	資格者確認のための識別番号、氏名、生年月日、附番した受診券整理番号・利用券番号の突合を行う。								
⑥使用開始日	平成28年1月1日								

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[ 委託する ] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない ( 1 ) 件	
委託事項1	健康管理システムの運用保守	
①委託内容	健康管理システムの運用保守	
②委託先における取扱者数	[ 10人以上50人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	株式会社アール・ケー・ケー・コンピューター・サービス	
再委託	④再委託の有無 ※	[ 再委託する ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	業務委託契約書において、本業務の全部又は一部を第三者に再委託してはならないことを明記しているが、再委託の申請書を提出の上、長岡市の承諾を得た場合は、この限りではないとしており、承認した。 再委託先は「秘密保持義務」「個人情報の保護」について記載のある業務委託契約書の内容を遵守する契約内容となっている。 また、業務の再委託は、すべて③にある委託先の責任において行うものとし、再委託先の責めに帰すべき事由は、その原因及び結果のいかんにかかわらず、③にある委託先の責めに帰す事由とみなすことを業務委託契約書内に明記している。
	⑥再委託事項	健康管理システムに関する運用保守業務

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)

提供・移転の有無

[ ] 提供を行っている ( ) 件 [ ] 移転を行っている ( ) 件

[  ] 行っていない

## 6. 特定個人情報の保管・消去

保管場所 ※

<長岡市における措置>  
セキュリティカード及び生体認証等にて入退室管理をしている部屋に設置したサーバ内に保管。  
サーバへのアクセスはID／パスワードによる認証が必要。

## 7. 備考

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

添付資料のとおり

### Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

<b>1. 特定個人情報ファイル名</b>	
健康管理ファイル	
<b>2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）</b>	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	書面様式は本人に関する必要な情報のみを記載するようにチェックを行う。
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
入手した情報についてはシステムで氏名・生年月日等の情報で照合を行い、誤った情報については事務に利用しないことを徹底する。	
<b>3. 特定個人情報の使用</b>	
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	宛名システム等では権限の管理を行っており、番号制度の事務実施者以外は個人番号を参照できないように制御を行っている。
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[ 行っている ] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	システム利用は、必要と思われる職員等のIDについて操作権限を割り当て、IDとともにパスワードによる認証を行っている。なりすましによる不正を防止するため、パスワードに一定の有効期限を設けている。
その他の措置の内容	システムへのログイン記録、個人を特定した検索および特定後の操作ログの記録を行う。操作者は個人まで特定でき、システム上3か月、それ以前のはCSVデータとして7年間保存する。
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ] 委託しない
リスク: 委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	1 個人情報保護条例その他個人情報の保護に関する法令等遵守に関する事項 2 秘密保持義務に関する事項 3 特定個人情報の目的外利用の禁止に関する事項 4 再委託における条件に関する事項 5 委託契約終了後の特定個人情報の返却又は廃棄に関する事項 6 従業者に対する監督・教育に関する事項 7 必要があると認めるときに実地調査を行うことができる規定に関する事項	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	委託先と同様の規定を再委託先にも遵守させている。	
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[ ] 提供・移転しない
リスク: 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[ ]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルール内容及びルール遵守の確認方法		
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ ] 接続しない(入手)	[ ] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p>【長岡市における措置】 番号法の規定に基づき、認められる範囲内において特定個人情報の照会を行う。</p> <p>【中間サーバー・ソフトウェアにおける措置】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。言い換えれば、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。</li> <li>中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</li> </ol> <p>(※1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2) 番号法別表第2及び第19条第8号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 (※3) 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p>		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>	
リスク2: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p>【中間サーバー・ソフトウェアにおける措置】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照会リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照会リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。</li> <li>情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</li> <li>特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</li> <li>中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</li> </ol> <p>(※) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。</p> <p>【中間サーバーの運用における措置】 情報提供ネットワークシステムを利用する場合は、どの職員がどの特定個人情報をいつ何のために利用したかがすべて記録される。番号法の規定に基づき認められる提供以外は受け付けないようにしており、システム上提供が認められなかった場合についても記録を残し、提供記録は7年分保管する。</p>		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>	
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
<p>【中間サーバー・ソフトウェアにおける措置】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</li> <li>情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。</li> </ol> <p>【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。</li> <li>中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</li> <li>中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。</li> <li>特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。</li> </ol>			

7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①事故発生時手順の策定・周知	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容		
再発防止策の内容		
その他の措置の内容	1 サーバー設置場所へは許可なく入室できないよう入退室の管理を行っている。 2 不正アクセスを防止するためウイルス対策ソフトの導入を行っている。 3 保管期間が過ぎた紙媒体については外部業者による溶解処理を行う。	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
1 システムにおけるサーバーの設置場所では監視カメラやICカードで入退室を管理しているほか、事務端末及び紙ベースの資料については施錠ができる場所で管理している。 2 ウイルス対策ソフトを導入しデータの流出・消去を防ぐほか、紙ベース資料については保存年限を設けて管理を行うことにより不要な情報消去を防ぐ。		
8. 監査		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検	[ <input type="radio"/> ] 内部監査 [ ] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	【長岡市における措置】 1 管理職員もしくは一般職員を対象とした情報セキュリティ研修を交互に年1回実施し、情報セキュリティ意識の向上を図っている。更に初任者及び臨時職員については別途、情報セキュリティに関する研修を年1回実施している。 2 希望者を対象としたe-ラーニングによる情報セキュリティ研修の実施 【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】 1 中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 2 中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等については研修を行うこととしている。	
10. その他のリスク対策		

## IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	総務部 庶務課 940-8501 新潟県長岡市大手通1丁目4番地10 0258-39-2203
②請求方法	指定様式による書面の提出により開示・訂正・削除・中止請求を受け付け
③法令による特別の手続	
④個人情報ファイル簿への不記載等	
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	福祉保健部 健康増進課 940-0084 新潟県長岡市幸町2丁目1番1号 0258-32-5000
②対応方法	1 問合せ受付時に問合せに対する対応について記録を残す。 2 情報漏えい等の重大な事案に関する問い合わせについて、関連部署に事実確認を行う。

## V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和3年7月30日
②しきい値判断結果	[ 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる ] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	長岡市パブリックコメント実施要綱(平成21年長岡市告示第88号)に基づくパブリックコメントの実施
②実施日・期間	令和2年2月7日から同月28日まで
③主な意見の内容	特に意見はなかった。
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	令和2年3月3日
②方法	長岡市個人情報保護審議会による点検を実施
③結果	特に意見はなく、問題ないとして了承された。

## (別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月11日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	長岡市内に住所を有する19才以上の住民に対し、健(検)診の実施、結果の管理、保健指導等を行う。特定個人情報は次の事務に利用する。	健康増進法に基づく相談、または栄養指導、保健指導等及び各種検診(歯周疾患、肝炎ウイルス、健康診査、保健指導、がん検診)等の事務。	事後	重要な変更にあたらない項目
平成29年4月11日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム ②システムの機能	3 介護情報の照会 介護度を照会する機能 4 課税情報の照会	3 課税情報の照会	事後	重要な変更にあたらない項目
平成29年4月11日	I 基本情報 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑥使用方法	2 本人の住民情報・健康保険情報・介護情報をもとに健(検)診の資格者であるかを確認する。	2 本人の住民情報・健康保険情報をもとに健(検)診の資格者であるかを確認する。	事後	重要な変更にあたらない項目
平成29年4月11日	別添1 ファイル記録項目		添付資料のとおり	事後	重要な変更にあたらない項目
平成29年11月21日	I 基本情報 6. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	木元 実	茨木 奈美	事後	重要な変更にあたらない項目
平成29年11月21日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託の有無	2件	1件	事後	委託先がマイナンバーを取り扱わない場合は記載不要
平成29年11月21日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2	健(検)診通知の印刷代行	削除	事後	委託先がマイナンバーを取り扱わない場合は記載不要
平成29年11月21日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 ①委託内容 委託事項2	健(検)診個人記録票・健診通知・結果通知等の印刷代行及び封入	削除	事後	委託先がマイナンバーを取り扱わない場合は記載不要
平成29年11月21日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ②委託先における取扱者数	10人以上50人未満	削除	事後	委託先がマイナンバーを取り扱わない場合は記載不要

平成29年11月21日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ③委託先名	委託先を選定予定	削除	事後	委託先がマイナンバーを取り扱わない場合は記載不要
平成29年11月21日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ④再委託の有無	再委託しない	削除	事後	委託先がマイナンバーを取り扱わない場合は記載不要
平成29年11月21日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ⑤再委託の許諾方法	⑥	③	事後	重要な変更にあたらない項目
平成30年7月2日	III リスク対策 8 監査	[ ] 内部監査	[ ○ ] 内部監査	事後	重要な変更にあたらない項目
令和1年6月21日	I 基本情報 6. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名		新様式への変更に伴う役職名の記載	事後	重要な変更にあたらない項目
令和3年9月14日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1 ③他のシステムとの接続	[ ] 宛名システム等	[ ○ ] 宛名システム等	事後	重要な変更にあたらない項目
令和3年9月14日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム2 ③他のシステムとの接続	[ ] 情報提供ネットワークシステム	[ ○ ] 情報提供ネットワークシステム	事後	重要な変更にあたらない項目
令和3年9月14日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム		システム3 「中間サーバー」を追加	事後	重要な変更にあたらない項目

令和3年9月14日	I 基本情報 4. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法別表第1第76の項 主務省令①第54条	番号法別表第1第76の項	事後	重要な変更にあたらない項目
令和3年9月14日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ①実施の有無	実施しない	実施する	事前	重要な変更の対象である項目
令和3年9月14日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠		(情報提供の根拠) 番号法別表第2の102の2の項	事前	重要な変更の対象である項目
令和3年9月14日	Ⅲ リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		・リスクに対する措置の内容を追加 ・情報提供ネットワークシステムとの接続に伴う その他のリスク及びそのリスクに対する措置	事前	重要な変更の対象である項目
令和3年9月14日	Ⅲ リスク対策 9. 従事者に対する教育・啓発		具体的な方法	事前	重要な変更の対象である項目
令和3年9月14日	V 評価実施手続 1. 基礎項目評価 ①実施日	令和2年2月1日	令和3年7月30日	事後	重要な変更にあたらない項目
令和5年6月8日	特記事項	長岡市個人情報保護条例(平成27年長岡市条例第31号)	長岡市個人番号の利用等に関する条例(令和4年長岡市条例第48号)	事後	重要な変更にあたらない項目
令和5年6月8日	I 基本情報 6. 評価実施機関における担当部署 ①部署	福祉保健部健康課	福祉保健部健康増進課	事後	重要な変更にあたらない項目
令和5年6月8日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ⑥事務担当部署	福祉保健部健康課	福祉保健部健康増進課	事後	重要な変更にあたらない項目

令和5年6月8日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ④ 使用の主体 使用部署	福祉保健部健康課・長寿はつらつ課・各支所市民生活課	福祉保健部健康増進課、長寿はつらつ課、各支所地域振興・市民生活課(栃尾支所は市民生活課)	事後	重要な変更にあたらない項目
令和5年6月8日	IV 開示請求、問合せ 2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ ① 連絡先	福祉保健部 健康課 940-0084 新潟県長岡市幸町2丁目1番1号 0258-32-5000	福祉保健部 健康増進課 940-0084 新潟県長岡市幸町2丁目1番1号 0258-32-5000	事後	重要な変更にあたらない項目